

1. 計画改定の背景・これまでの経緯

1.1 計画改定の背景

(1) 自転車に関する近年の動向

- 平成29年度に自転車活用推進法が施行、平成30年度に国の自転車活用推進計画が閣議決定。
- 現行計画は計画期間が令和2年度までのため、国は令和2年度に現計画の見直しに着手。

平成29年5月1日
(2017年)

○自転車活用推進法の施行（本部発足・本部事務局設置）



平成30年6月8日
(2018年)

○自転車活用推進計画の閣議決定（計画期間：令和2年度まで）



令和2年度
(2020年)

○自転車の活用推進に向けた有識者会議（計6回開催）



令和3年5月
(2021年)

○第2次自転車活用推進計画の閣議決定（計画期間：令和7年度まで）

1.1 計画改定の背景

(2) 国の第2次自転車活用推進計画について

- 自転車活用推進法に基づく第2次自転車活用推進計画で掲げられた、自転車の活用の推進に関する4つの目標と、実施すべき22の施策は以下のとおり。
- また、以下に示した22の施策を具体的に実行する94の措置が掲げられている。
- 社会情勢の変化に伴い、2つの新規施策が追加されている。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備
3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取り締まりの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. 情報通信技術の活用の推進
7. 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
- 15. 多様な自転車の開発・普及【新規】**
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲）
20. 自転車通行空間の計画的な整備（再掲）
21. 災害時における自転車の活用の推進
- 22. 損害賠償責任保険等への加入促進【新規】**

1.1 計画改定の背景

(3) 現行のいばらき自転車活用推進計画

- 茨城県では平成31年に「いばらき自転車活用推進計画(令和2年3月一部改訂)」を策定し、県民や観光客における自転車の活用を積極的に推進するためのハード・ソフト対策が行われている。
- 現行のいばらき自転車活用推進計画は、令和3年度に計画満了を迎える。

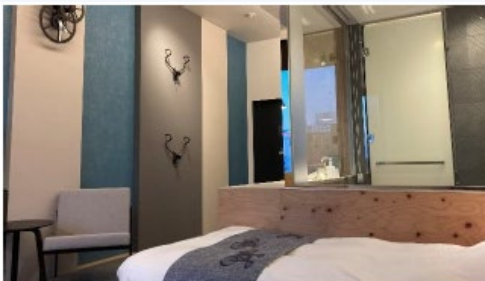
主な取組状況



<国内初のナショナルサイクルルートに指定された
つくば霞ヶ浦りんりんロード>



<広域レンタサイクル(神栖市)>



<星野リゾートBEB5土浦の客室の様子>



<大洗鹿島線サイクルトレイン実証実験の様子>

現行計画

いばらき自転車活用推進計画

2019年3月
(2020年3月 一部改定)
茨城県

計画推進期間は、長期的な展望を視野に入れつつ、県総合計画の推進期間と同じ
2019年度～2021年度までの3ヶ年

1.1 計画改定の背景

(4) 茨城県の関連計画について

- 現行計画策定時、計画推進期間を合わせた関連計画も計画満了を迎える。
- 新たに「いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドライン」が策定。

	茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～	いばらきサイクルツーリズム構想	いばらき自転車ネットワーク 自転車通行環境整備ガイドライン
概要	時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを推進していくため県政運営の指針となる計画。	「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を活用した地方創生の取組をさらに深化させつつ、県内各地域の特色を最大限に活かしたサイクルツーリズムを全県的に取り組み、地域の活性化等につなげていくため、サイクルツーリズムの推進に係る基本的な考え方などを定めたもの。	「いばらき自転車活用推進計画」に位置づけられている施策の実現にあたり、具体的な整備に関わる基本的な考え方や仕様等を定め、各事業者・実施主体のサイクリング環境整備の方針を示すもの。
策定年次	2018年11月	2019年2月	2020年3月
計画推進期間	平成 30年度からの4年間 (2018年度～2021年度)	2019年度から2021年度までの3年間	